

母子家庭等自立支援教育訓練給付金のお知らせ

花巻市では、一定条件を満たした母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、母子家庭等自立支援教育訓練給付金を支給します。

★ 目 的

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的としています。

★ 支 給 額

- ①雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方
→受講料の60%（上限80万円。ただし、12,000円以下の場合は、支給しません。）
- ②雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方
→①に定める額から雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

★ 資 格 要 件

母子家庭の母又は父子家庭の父で次のすべての条件を満たす方

- ・市内に住所を有すること
- ・児童扶養手当を受けているか、又は所得が児童扶養手当受給対象所得水準であること
- ・過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

★ 対 象 講 座

- ・雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座
※「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」をご覧ください。
一覧表はハローワーク、また、厚生労働省のホームページでご覧になれます。
また、検索システム「中央職業能力開発協会」のホームページから検索できます。
- ・別に指定する講座

★ そ の 他

講座を受講される場合、受講開始日前に花巻市に講座指定の申請を行い、指定を受けることが必要です。また、複数の受講に対して何回も申請することはできません。助成は、お一人1回のみとなります。

★ 申請手続きの流れ

- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| 1 | 事前相談 | 花巻市健康福祉部地域福祉課児童家庭係に事前相談 |
| | ↓ | |
| 2 | 講座指定申請 | 対象講座指定申請書を提出 |
| | ↓ | |
| 3 | 講座指定 | 対象講座指定通知書の送付 |
| | ↓ | |
| 4 | 講座受講 | |
| | ↓ | |
| 5 | 支給申請 | 給付金支給申請書の提出（受講終了後1ヶ月以内） |
| | ↓ | |
| 6 | 支給決定 | 給付金決定通知書（指令書）の送付 |
| | ↓ | |
| 7 | 請求 | 給付金請求書の提出 |
| | ↓ | |
| 8 | 給付金支給 | 指定口座に振り込み |